



企業のみなさまへ

ドナー休暇制度導入のお願い

従業員の方がドナー候補となり、骨髄・末梢血幹細胞の提供をする場合、3泊4日程度の入院や数回の通院のために、10日程度の休暇が必要となります。みなさまのご理解・ご協力が、移植を待っている患者さんの命を救います。ドナーが提供しやすい環境整備について、ご理解ご協力をお願いします。



お問い合わせ先

ドナー休暇制度へのご質問がありましたら
日本骨髄バンクまでご連絡ください。


公益財団法人日本骨髄バンク
広報渉外部
ドナー休暇制度導入担当
電話：03-5280-8111（平日9:00-17:30）
ドナー休暇制度導入が決まりましたら上記
までご連絡をお願いします。



ドナー休暇制度導入への
ご協力をお願いします。



日本骨髄バンク



沖縄県

公益財団法人日本骨髄バンク
<https://www.jmdp.or.jp>

沖縄県保健医療部地域保健課
<https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/chiikihoken/shippei/zoki.html>



まずは知ってほしい、ドナー休暇制度のこと

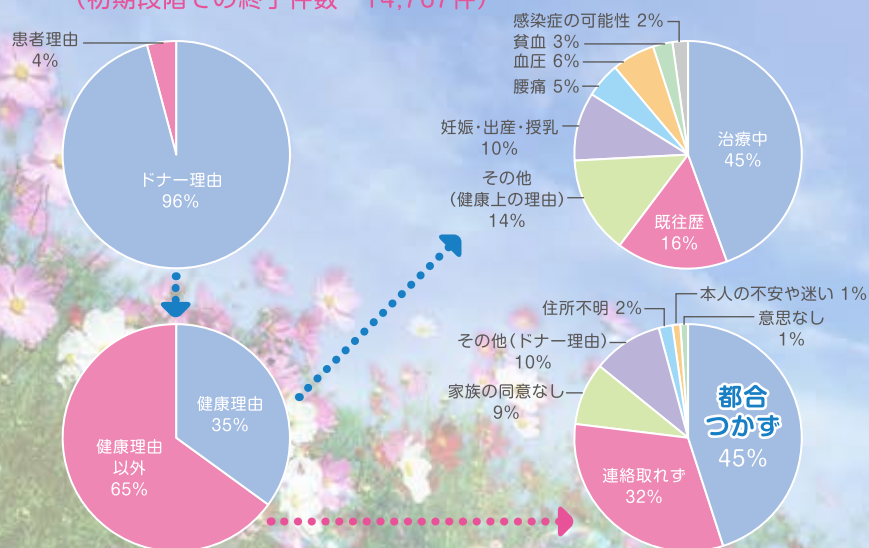
造血幹細胞移植にはドナーが必要

白血病などを治療するには、造血幹細胞移植が有効とされています。移植を行うためには、造血幹細胞を提供してくれる方（ドナー）が不可欠です。骨髄バンクに登録されている方のうち、現在、年間1,300名ほどの方に造血幹細胞を提供していただいています。しかし、ドナー候補者として選ばれても、仕事等の都合がつかず辞退される方も多く、移植を希望しても受けることができない患者さんがいらっしゃるのが現状です。

仕事等の都合がつかず、提供をあきらめる方が多く存在しています。

終了理由別 終了件数（2019年度）

コーディネート開始件数 24,223件
 (初期段階での終了件数 14,767件)



ドナー休暇制度とは

ドナー候補者が、造血幹細胞を提供するためには、説明や検査のため、平日の日に医療機関へ出向く必要があり、採取を行う際には入院が必要です。そのため、合計10日程度の休暇が必要となります。より多くの方がドナーになりやすい環境をつくるため、この休暇を、勤務先の就業規則において、「ドナー休暇制度」として特別休暇のひとつとして認めていただきたいと考えています。

勤務先に「ドナー休暇制度」があることは、ドナーにとって、心理的、肉体的な負担の大きな軽減になります。実際にドナー休暇制度を導入している企業の多くでは、10日程度の日数を特別休暇として認めていただいています。全国で608の企業・団体に導入されています（2020年9月現在）

造血幹細胞提供までの流れ（一例）



- *「6 採取」以外は、基本的に医療機関を外来受診していただくため、入院は不要です。
- *自己血採血の回数は、採取予定量より異なります。（0回～2回）
- *一連の過程では、医療機関への外来受診・入院のために、合計10日程度を要します。
- *原則、ドナーの方に負担していただく費用はありません。（ドナー登録の際の交通費は除く）